

第3回 にしはりま循環型社会拠点施設 環境保全委員会会議概要録

1. 開会日時 平成22年3月17日(水曜日)午後2時00分
2. 閉会日時 平成22年3月17日(水曜日)午後4時10分
3. 場 所 兵庫県立先端科学技術支援センター セミナールーム
4. 出席委員(11名)
 - 学識経験者(1号委員)
野邑 奉弘(委員長) 山村 充(副委員長)
 - 周辺地域住民代表(2号委員)
花井 一義 藤東 義澄 土井 準
 - 組合圏域住民代表(3号委員)
塚本 敦 井柳 喜美子 村上 昇 坂口 榮
 - 関係行政職員等(4号委員)
矢内 健太郎 森田 伸二
5. 欠席委員 長峰 昭藏 宇多 建 森本 忠正 中住 善信
6. 出席事務局職員
 - にしはりま環境事務組合事務局長 谷口 茂博
 - 同次長 船曳 覚
 - 同次長 古林 義博
 - 同局長補佐兼企画調整係長 松本 賢一
 - 同建設2係長 祐谷 佳孝
 - 同総務係長 下多 謙一
7. 関係市町主管課長
 - 姫路市市民生活局美化部リサイクル推進課課長補佐 松本 好正
 - たつの市市民生活部環境課 CO2・ごみ削減対策担当課長 小谷真也
 - 上郡町住民課長 東末守史
8. 生活環境影響調査(事後監視調査)委託業者
 - (株)日建技術コンサルタント 岩崎 哲也 森 慎吾
9. 土地造成及び進入道路工事請負業者
 - 宮本組 枳尾 和孝

10. 委員会次第

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 報告・協議
 - (1) 事業の進捗経過について
 - (2) 平成21年度事後監視調査結果について
- 4 その他
- 5 閉会

開 会

事務局 本日は、年度末のお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

今日は、第3回の環境保全委員会を開催させていただきたいと思いますが、欠席ということで、2号委員の長峰委員さん、森本委員さんにつきましては事前にご連絡が入っておりましたので、ここには記載しておりません。2号委員の宇多委員さんから急きょ今朝、欠席ということで連絡が入りましたのでご了承いただきたいと思います。また、3号委員の宍粟市中住委員さんからも欠席の連絡がありましてので、ご了承いただきたいと思います。

それでは今日の委員会でございますが、土地造成等の進捗状況と21年度の事後監視調査結果ということで報告をさせていただきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いたします。

それでは、野邑委員長さんからご挨拶をいただきたいと思います。

委員長あいさつ

委員長 委員の皆様こんにちは。気候も中途半端に暑かったり、寒かったりで日替わりということで、皆様体の調子はあまりよくないかも分かりませんが、今日は第3回の環境保全委員会ということで、先ほど事務局から事業の進捗経過と21年度事後監視調査結果ということの報告をするということで、大きな審議事項というものは今日はありません。報告と内容を踏まえて、皆様のご意見等をお伺いしながら進めていきたいと思ひます。よろしくお願いたします。

それでは、まず事業の進捗経過についてご報告をしていただきたいと思ひます。よろしくお願いたします。

(1) 事業の進捗状況経過について

事務局 それでは、事業の進捗経過についてでございます。各委員さんのお手元に資料をお配りさせていただいております。資料1の主要経過をご覧いただきたいと思ひます。これにつきましては、昨年の3月27日に第2回環境保全委員会を開催させていただいた以降の経過、特に環境保全委員会に関

係あるようなものを記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。第2回の環境保全委員会につきましては、土地造成及び進入道路工事に入っている状況等を報告させていただいたかと思えます。それから20年度の事後監視調査の報告、3点目といたしましては、熱回収施設建設に係る焼却方式を流動床ガス化溶融炉、又はストーカ+灰溶融炉と決めていたものを、この日にストーカ方式に変更させていただいたということを報告させていただきました。

そのようなことで、皆様方に報告させていただいた中で、4月1日に熱回収施設・リサイクル施設建設工事の入札をさせていただきました。4月27日に事後監視調査、動植物関係、それから5月7日、5月26日というようなことで以降調査をしておりますが、後ほど担当からご報告をさせていただきますので、割愛させていただきます。中段あたりでございますが、8月17日の正副管理者会議で、4月1日に入札公告について1者という中で、一昨年に第1回目の入札を行いました、それを1者ということで取消したという状況で、4月1日のものをどうするかの協議をしていただきまして、前回と同様競争の実益が無いということから、4月1日の入札公告を取消すということで、この日に決定をしていただきました。併せて2回の入札公告の中で1者ということから、第3回目に当たって入札参加資格要件について検討していただき、参加資格要件を緩和するということで熱回収施設につきましては、ストーカ炉の施設実績を24時間運転の100トン、24時間運転の60トンの実績を有することということで、若干緩和しております。リサイクル施設ですが、1回目、2回目については5時間運転の25トンの処理が出来る実績を有するものとしていましたが、要件を緩和するということで5時間運転の5トンの処理が出来る実績を有するものということに要件を緩和させていただきました。それから、発電実績を有することを実績要件としておりましたが、これについては実績を有しなくても意欲があれば参加していただくとういことで、8月17日に4月1日の入札公告を取消すということと、次回に向けての入札参加資格要件の緩和について検討していただいたということでございます。正式に8月24日に4月1日の入札公告を取消しました。8月27日でございますが、組合全議員協議会で、そのような経過等を報告させていただき、また、これからの入札公告についての要件等についても報告させていただき、ご了承をいただいたところです。9月1日に改めて3回目の入札公告をさせていただきました。平成22年以降でございますが、2月25日に組合議会を開催させていただきました、土地造成及び進入道路工事の工事請負金の変更、22年度予算等の審議をしていただきました。以上が主要経過でございますが、これからの予定でございますが、3月19日に9月1日に入札公告を行ないました、施設建設について入札を行なう予定にしています。主要経過については、以上で報告を終わらせていただき、以降の土地造成等についての説明をさせていただきます。

事務局　続きまして、次のページをご覧いただきたいと思えます。土地造成及び進入道路工事の全体地図と2月現在の工事現場状況写真の2枚を添付しております。工事写真をご覧いただきたいと思

ます。左上から 1 から 6 までが、進入道路部分です。町道と交差する進入道路入口部分から順次、施設が建設されます造成地に向かい撮影しております。次に、7 から 9 までが、施設が建設されます造成地部分を撮影しております。次に、10 から 12 までが、造成地に隣接して整備いたしました調整池部分になっております。工事の進捗につきましては、2 月末にはほぼ現場は完了していきまして、3 月中に書類及び現場の工事検査を行いまして、平成 20 年 2 月に着手しております、土地造成及び進入道路工事につきましては完了となります。以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。

今、主要経過と造成地の写真を見ていただき説明がありました。造成地、進入道路はきれいに出来上がっています。施設建設の業者がまだ決まっていますが、19 日に入札執行されるということで、業者が決まることを期待しています。何か、ご意見なりご質問等がありますか。

委員 法面が草もなにも生えていない土の噴きつけだけの状況で、大雨が降った場合に草の芽が出ないうちに流れてしまうのではないかと地元の住民が言われていますが、大雨時等も判断されて実施されているので大丈夫ではないかと私は言っておりますが、大雨時でも絶対大丈夫だという実証説明を聞かせて下さい。

委員 それに関連して、今回のごみ焼却炉の変更に伴う環境保全委員会ですから、これに関する質問状を今日、管理者宛に提出したんですけれども、もしよければ後で話し合いをお願いいたします。

その中で昨年、佐用町で大きな水害が現実になりました。また、平成 16 年にも風水害がありました。環境保全委員会だから、環境がきちんと整っているということのために私達が集まって協議していますので、ごみ処理施設を造ることが前提で、そのために私達は責任を負っている訳です。佐用町や上郡町で水害がありましたが、実際に自然水害等が起きていますので、それに対するこのごみ施設がどのように備えが出来ているか、これは前々から質問しているんですが、そのようなことを言っていたかないと、出来るだけそれに対して備えていただき、それを証明して説明していただかないと私達も環境保全委員会委員として責任がありますので説明をお願いしたいんです。

第 1 回目の時に、この環境保全委員会を全クローズにすると、公開しないと云われましたが、そして私達は何をしたのか日が経つと分からなくなってしまっていて、あの時何をしていたのかということになりますので、今すぐ公開するとかは言いませんが、何年かたてば公開していただきたいんです。議事録は作っているんですね。

委員長 それでは、とりあえず最初の質問ですが、人間が造るものですから絶対というものはありませんが、それぞれの基準をきっちり守りながら造ることは当たり前の話しですが、そのような中で、佐用町が豪雨だったというのは皆様身にしみていますから、心配されるのは無理ないと思いますので、そのような形で造成されているとは思いますが、事務局に入っている情報で説明をしていただければあ

りがたいと思います。

事務局 道路法面についてですが、先ほど委員長が言われましたように、土砂部なり岩盤部を切り取りする時には、当然構造令に基づいた形できちんとした勾配で切らせていただいております。切った後の処理としまして、どのような形で植栽等をしていくのかについても、道路構造令に基づいてきちんとした形で、土砂部につきましては、3センチの植生基材といたしまして、堆肥的なものを法面に吹き付けております。岩盤部につきましては、岩盤部ですので滑るような心配がありますので岩盤部を切った後、金網をはりましてずれ落ちないような形で、その上に5センチの植生基材、後々法面に雑草等が生えてくるような基材を吹付けていますので、吹付けてから半年くらいたちますが、当然、半年くらいしかたっていないのでまだ芽は出てきていませんが、これから春にかけて雑草等が生えてきてより一層法面が安定してくると思っております。吹付けてから今まで雨等の日がありましたが、その雨に対してもひどくずれ落ちたような所は、今のところ見受けられておりませんので、春から夏にかけて雑草等が生えてきますとより法面が安定すると思っておりますので、法面は崩れることはないと思っております。

委員 今の説明である程度は分かりますが、これは3者のJVで実施されたものだと思いますが、この設計とか技術的な指導はどこがされているのですか。そこが計算されて絶対に大丈夫だということを実証していただきたいとお願いしたいんです。それは難しいですか。

委員 それと何かあった時にどのように対応されるかということの説明していただきたいと思えます。

事務局 絶対ということは、やはり自然が相手ですので絶対というのは、現在の現場でも法面が崩れた所があり、コンクリートの法枠で復旧工法により取り付けられているようなこともありますので、絶対というのは土木工事においては実証できないかなと思いますが、基準に基づいた形で工事はきちんとさせていただいておりますので、安心していただければと思います。

委員 コンサルはどこですか。

事務局 日建技術コンサルタントです。

委員 しっかりしている業者ですので、信用しないと仕方ありませんが、まだ草は生えていませんし、大雨が降ればずるのではないかと。

もし事故があった場合は、当然組合が責任を持つということですね。

委員長 そのあたりは、責任の所在ははっきりしているでしょうし、皆さんが視察等をされてそのような心配があるのは仕方がないことで、起こった時にどうしたらよいかというところを今後は考えていただいておいたほうが良いと思います。今は、安心であるということで施工されていると思います。万が一、集中豪雨が起るといようなことがあれば、このようなことをして対応をしているというよ

うな事を委員会としては皆様と共に出していただければありがたいなと思います。今日といって今日はないと思いますので出来れば次の委員会くらいで、流れ出ないようにする等の秘策を考えて教えていただければ有難いと思います。いいですか、それで。

委員 よろしいです。今委員長が言われたことについては、十分考えていただかないといけません。

委員長 あと一点は、公開の件ですが、これは少し今日の今のテーマには関係ありませんが、委員さんの意見もありますし、事務局の意見もありますし、どうでしょうか。

委員 色々な問題があって公開しにくいのは分かりますが、やはりすぐにとは言いませんが、何年後には公開するのが私達の責任だと思います。もし、何かがあってあの時はどうだったのかということと事務局は持っていて、他の人は何も知らないで、例えば、私達は周辺整備地域の住民代表としてこの環境保全委員会に参加しているのですから、環境を守るためにどのようなことをしてきたかを十分知らしめていく必要があると思います。それをずっと黙っておくということは、非常に非民主的なことだと思います。

委員長 非民主的とは私は思いませんが、ここでは委員の方は自由に発言できるわけで、発言は規制していませんので、委員は委員の主観で発言いただければいいですし、委員会の開催をオープンにできない理由がどこにあるか、無いのかを本当は第1回の委員会でもう少し考えていたほうが良かったと思いますが、ホームページ等で会議録はオープンにするんですね。

委員 するんですか。

委員 1回目の委員会では、議事録は公表することになっていませんでしたか。

事務局 当然、住民の情報公開ということで請求があれば、基本的には公開はさせていただきます。ただ、第三者、個人・法人等に不都合と考えられる場合には公表できません。その部分は抹消なり削除させていただくという事はありますが、それ以外の何ら問題ないことについては当然公表は基本的にはさせていただきます。ただ、住民不安に陥れるような部分での発言等については、情報公開はできないという基本的なスタンスで考えてさせていただければと思います。

委員長さんや委員さんのご意見等を聞かせていただく中で、いくらか期間は遅れても公開していくほうがよいというお話が出れば、組合としても検討させていただき管理者とも相談させていただきなから、前向きに進めさせていただいたらとは思っております。

委員長 1回目、2回目でも発言させていただいたと思いますが、環境保全委員会は炉が安全に運転し、きっちりそれを焼却して安定的に処理されているか等見守っていこうと、私は発言させていただきましたので、自分の意見を言い合う所であって、そのようなことをきっちりみんなですべていい状態で運転していただきたいという委員会にしていきたいと思っていますので、このような流れの中で委員会の傍聴をしたほうが良いと、地域の方がどうしてもこの委員会が信用できないというのであ

れば、そのようなこともあるかもしれませんが、今そのようなことをきちんと検討しておりませんので、他の委員さんはいかがですか。

委員 原則的には公開すればいいのではないかと思います。我々も帰って地元の人に集会所等で報告しますが、なかなか詳しい説明まで出来ない場合がありますので、傍聴の希望がある人はしていただければいいと思います。

委員長 委員会ですから、傍聴をすれば傍聴規定を決めないといけません。傍聴規定を決めて、傍聴者がきっちり逆に責任を持って傍聴し、発言をしない等の傍聴規定の作成が必要です。

委員 是非公開していただきたいと思います。私達は周辺環境保全のためにこの会議に参加しますので、皆様がそれをどのような協議をされているということを知っていただけたら一番ありがたいと思います。また意見等があれば、各委員に言っていただければありがたいと思います。デリケートな問題については、委員長や組合が判断していただければいいと思います。私達が納得出来ることが一番大切だと思います。

この委員会はここにごみ焼却場が建設されるのですから、出来る限り公開していただきたいと思ます。

委員長 事務局で一度検討していただけますか。

事務局 先ほどの意見は全体的な傍聴というお話と、あと1点は議事録の公開等という2つのとらえ方が出てきているのかなと思いますが、当初のお話しは議事録等の公開ではなかったかと思っておりますが、議事録については、不利益を被る又は住民を不安に落とし入れる等を考慮して、問題部分の対応後の議事録の公開をしていくということでもいいのかなと思います。もう1点の傍聴については、非常に委員さんの意見が発言しにくくなることもあると思いますので、もう少し検討が必要ではないかと思っております。

委員 傍聴させるのは当たり前です。住民の皆さんが関係していますので、委員の意見を聞かせてもいいのではないですか。それを隠して開催することは問題になります。どこの議会でも傍聴はできません。しかし、何か不都合な問題等が出た時は、委員長等と相談されればいいですが、一般的な発言を聞かせないというのは問題ですから傍聴には賛成です。

委員長 確かに筋論としてはその通りだと思いますが、発言しにくいという委員の方もおられるということを事務局が言われたわけです。

委員 私達は各構成市町を代表して言わなければなりませんので、委員として遠慮していれば地域代表の要をなさないのではないかと思います。

委員長 少し時間をもらって、次の委員会で協議させていただきますでしょうか。

事務局 決して隠すとかではなく、意見の中に不利益を被るような部分が、時と場合によっては

これから出てくる可能性がありますので、全て傍聴が出来ることに決めてしまうと問題がありますので、検討が必要ではないかと思っております。内容によっては、全てを公開するというのは問題が起きることも考えられると事務局では心配しています。

委員長 この件については、持ち帰り今後検討し次回ということでよろしくお願いたします。

委員 8月の豪雨によります被害がありました。自治会長から報告等がありましたか。農会長の話しでは、今回の大水害により用水路等が相当の土砂流失があったと聞いております。資料によりますと、11月27日に第27回建設地周辺地域連絡協議会を開催されたと書かれていますが、この時には、8月の大水害の被害内容について報告はありましたか。

事務局 土砂流出の関係ですか。

委員 8月以降、11月27日の協議会では被害内容等がどのように報告されましたか。

事務局 11月27日の周辺地域連絡協議会で、三原集落から出たのは谷川である水路から土砂が流失して溜まっているので、土砂の撤去等をお願い出来ないかという話しが出ました。

委員 強度計算の上でやられているということを前提で、お話しをされていますので、周辺集落にそのような土砂が流失して、実際に起きた事ですから、そのことについて周辺連絡協議会でしっかりした話し合いがあったかということです。

事務局 そのことについて、詳しく今後の対応等についてはまだはしませんでした。ただ、土砂が出たという中で、組合としてもそれについては土砂撤去を業者に発注していますので、撤去しますということはお話しをさせていただいた程度です。

8月9日の災害については、想像する以上のもので土砂流失が起きたということなので、工事をしたので出たというとらえ方だけではないと思います。

委員 工事による流失では考えられないというように事務局は言われましたが、現実的にそれだけの多数の土砂が流れるということは、確かに雨量が多かったのは事実ですが土砂が流失したということは、保全委員会としては当然、そのようなことを監視するための委員会ですから。

事務局 今、委員さんが言われているのは、土砂流失があったことについて、周辺地域連絡協議会で協議されたかというお尋ねだと思います。その時に、今、委員さんの所属されている自治会から4箇所くらい出ていまして、1箇所については進入道路からの谷筋になっていましたので、組合で対応し、その他3箇所については、別の谷ですので佐用町に要請しているというお話しがありました。1箇所の水路については、組合で土砂撤去するというので、業者発注を予定していましたので、そのように回答を連絡会でさせていただきました。それ以上のお話しはありませんでした。委員さんは、そのようなことを周辺地域連絡協議会でも対策等についてもう少し深く検討しておく必要があるのではないか、どうだったのかという質問だったかと思えます。

委員長 連絡協議会の中のことですね。環境保全委員会はそれを受けてどのように考えればいいのかですか。保全委員会としては、周辺連絡協議会があるのはもちろん知っていますし、そこで何かがあった場合、騒音がひどい時には立会いをする等の話しも第2回の委員会でした。今日の委員会では、そのような流れの中で、例えば保全委員会として何かあれば、周辺連絡協議会と連絡しながら解決してくださいというような意見が出ているのか、どのように環境保全委員会に対応して欲しいと思われるのですか。

委員 保全委員会として、災害が起きないようにシステムを確立していただくということが基本ですから、実際に水田の中に水路が通り、そこに膨大な土砂が溜まり水田にも土砂が入りまして、これではどうなるのかという心配もお聞きしております。

結果的に土砂を取り除いておりますので、事務局はそれで終わったという解釈をされていると思いますが現実には起きた事について、しっかりと検証していただきたいという事です。

委員 先ほど言ったことと全く同じで、実際に度々水害がありますし、毎年これから何が起こるか分からない時に、ごみ焼却場の運転は何十年かわかりませんが、毎年続くわけです。それに対する自然災害、ヒューマンエラー、運搬等の色々な問題に対する基幹マニュアルが当然あるのではないですか。ごみ処理場はどこにでもありますし、そのようなきちんとしたものが当然あると思いますので、この地域にあったものを出来る限り取り入れて、もう時間がないんですね、はっきり言って24年10月といえば、この環境保全委員会は年1回ですから、後2回でスタートしなければいけないので、今からやっておかないといけませんので、今日質問状を提出しましたが、もう時間が非常に無いということで、今からきちんとやっていただかなければ困ると思います。

委員長 実際に焼却炉が安全できっちり動いていくというのは当たり前の話して、それを願ってこの委員会で集まって、保全委員会というのはずっと続くんですね。

事務局 そうです。

委員長 今は、施工です。まだ、業者が決まりませんが、決まれば施工して造り上げていくわけですが保全委員会で大事なのは、ちゃんと出来てきっちり炉が動き始めてから事が起こらないように、又起こった時にはどうしたらよいかということです。今は、当然、起こらないように造っているわけですが、起こった時にどうすればよいかのリスク管理が必要です。まだ、組合もそこまで踏み込んだ、地域住民との連絡網をどうするかとか大雨が降った時には、焼却場のほうでは安全ですというような事を地域住民にきっちり伝える連絡体制を整えとか、仮にどこかで土砂崩れ等が起きるかもわかりません。それはゼロではありませんから、起こった時にはどう対処するか等の行動規範を今後作っていただければいいのではないかと。保全委員会としては、ちゃんと出来ていけば地域の人々も安心ですし、この焼却場が地域にとってリスクにならないようにあってほしいです。

委員 最初にこれを造る時に喜ぶ人はだれもないというようなことを言われた時に、町長は世界に誇れる立派なものを造る。また、ダイオキシン等においても環境省の基準よりもかなり低いことに規制していると説明されていましたが、実際にそうしていただかないと、ここに造られた周辺住民は堪りません。周辺住民としては環境保全について納得できません。是非お願いいたします。

委員長 このように考えればどうですか。焼却炉が出来るまでと、出来てからきっちり安全に運転しながら地域住民の理解を求められるように、出来るまでは工事中ですので何が起こるかわかりませんが、起こった時はこのようにしますという、今、委員が聞かれたこともこのあたりだと思います。それと、世界一の施設かどうかわかりませんが、何が世界一かがよくわかりませんので。

委員 世界一では無く、世界に誇れると、誇れることが出来ると発言しました。

委員長 ごめんなさい。たぶん誇れるような施設を組合は造ろうとし、現段階の技術で最高の施設を造ろうと思っていますので、大丈夫だと思っています。保全委員会としてはそのような形で完成した後、例えば、ちゃんとその通り運転されているかどうかですから。それから地域との連携を密にしながら、起こった時にはどのように対応するかをきっちり決めておけば地域の方も安心だろうと思います。

委員 委員長が色々説明をされていますが、事務局もどうするかをはっきりと教えてください。

委員長 事務局も相談されて、検討されると思います。

事務局 委員長さんがきちんと整理をさせていただいておりますので、事務局も現在は抽象的な部分ですので、具体的にどうするかと言われましても判断がつかねます。今言われましたように具体的な方法としてどうしていくかは検討させていただきたいと思います。

委員長 何回も言いますが、地域の人と連携を図りながらこの施設が安全に動いていくかが一番ですが、事が起こった時にどう対応するか、連絡網等をはっきりしておけばいいんだと思います。どう対処するかというのは、その時になってみないと何が起こるかわかりません。

委員 保全協定書を結んでいます。事が現実には起きた時にどう対処するかが、一番大事だと思います。せっかく周辺地域連絡協議会がありますので、その中でもしっかり協議していただきたいと思います。

委員長 事務局もそのような流れでやっていると思います。

委員 8月9日の豪雨では、今回の造成工事について、土砂流失があったと言われましたが、それ以外に何か影響がありましたか。

事務局 土砂流出があったということで、それ以外の事については事務局には連絡いただいております。

委員 どの程度の土砂流出ですか。

事務局 40m³程度です。

委員 それは造成法面からの流出ですか。

事務局 造成法面の崩落は少しありましたが、それはまだ表装工を舗装していませんでしたので、路面を流れた水が弱い法面にいって崩れましたが請負者の責任において普及し、周辺地域に流れた土砂については、検討の結果、造成法面の崩落土砂と他の谷川からの土砂もありましたが、組合が責任をもって土砂撤去の工事を実施させていただきました。

また法面の工事が全線で出来ていませんでしたので、時間80mm近い集中豪雨であり濁水の影響が下流まで及んだということです。

委員 進入道路の高低差はどれくらいですか。

事務局 進入道路の入口から造成地までの高低差は、約100mです。縦断的に7%勾配で上がって、約100m上っています。8月の豪雨について、盛土区間についても規定の検査を行いながら盛土を締め固めている状態で、表面を押さえる舗装がまだ出来ていませんでしたので、通常は降った雨は道路側溝なり谷川に落ちますが、舗装前でしたのでその上を時間80mm近い水が流れましたので、一部法面が崩壊した箇所がありました。

委員 造成地ではなく、進入道路の法面の崩壊ということですね。

事務局 造成地については、防災工を兼ねて調整池を設けていますので、地形上の崩落等はありませんでした。

委員 3月19日に施設建設の入札を予定されていますが、参加申込みは何者ですか。

事務局 この場では、差し控えさせていただきたいと思います。入札公告でも公表しないということにしています。

委員 この会議は、年に1回の会議で、大体内容の推測はつくんですが、資料をもう少し早くいただけないか。この会議でここに座るまでよくわからないので、他の方にも見ていただきたいということもありますし。

事務局 会議をする前に他の方に見せられるということですか。

委員 そうです。それはだめですか。他の方に見せるのがだめであれば見せませんが、自分で前もって見ておきたいということです。

事務局 それについては、検討させて下さい。

委員 組合広報1は年1回くらいだと思いますが、いつ発行されるんですか。

事務局 3月31日に発行ということで、出来れば3月19日の結果等を掲載したいと考えていますので、皆様方に迷惑をおかけしますが、3月31日発行ということで現在準備をしています。

委員長 委員会としては、まだ事務局と話しはしておりませんが、このような道路等が出来ていきますので、一度見に行きたいですね。どのような状況になっているか勉強するのもいいかもわかりません。

ただ、このような写真を見るだけでなく、現地を見て実感を持ちながら考えていくのもいいのではないかと思いますので、今すぐということではありませんが。

事務局 先ほど委員長さんが提案されたことについては、委員さんの皆様方で希望があれば、だいたい何時頃実施するかを予定していただければ、事務局でその対応をさせていただきたいと思います。

委員長 それでは、次の平成21年度事後監視調査結果について、事務局より説明をお願いいたします。

(2) 平成21年度事後監視調査結果について

事務局 それでは、お手元の資料2をご覧くださいと思います。本年度の監視調査につきまして、表に示しております工事の事後監視調査計画の中で、赤字で示しております項目について実施しております。大気汚染で工事車両関係、騒音・振動では工事作業中又発破作業時、水質汚濁では降雨時における水質について調査を実施しております。また、動植物についてもそれぞれ移植後のモニタリングを実施しております。

次のページですが、騒音・振動に関する調査について、今年度の工事最盛期におけます騒音・振動調査でございます。調査は、工事の最盛期である平成21年5月26日に実施しました。当日の工事内容は、進入道路部では切盛土工、排水工及び法枠工、土地造成部では谷止工及び排水工又調整池工を実施しておりました。調査地点は、図1-1に示しましたとおりです。工事敷地境界地点として進入道路敷地境界と三ツ尾方面の2地点とし、周辺集落としては三原地区と三ツ尾地区の2地点としました。また、生活環境影響調査書の中では、久保方面にも敷地境界の地点として予測されておりましたが、工事の実施場所からも距離が離れていますので、今回は参考ではありますが工事範囲境界の地点としまして、実際に土地の改変等が行なわれました図に示しております久保方面としている地点で調査を実施しております。調査結果ですが、騒音につきましては2ページに表1-1として調査結果一覧を記載しております。併せて、3ページと4ページに参考としまして、各調査地点での調査結果を図で示しております。工事敷地境界の地点では、生活環境影響調査書で予測しておりました予測値より低い値でした。また、工事範囲境界の久保方面地点では建設工事にかかる規制基準値の85デシベルより低い値でした。集落調査地点としておりました三原及び三ツ尾地区では、時間帯により予測しておりました値を超える時間帯がありますが、これにつきましては主な騒音は道路を走行する車両による影響により予測値より大きな値になったものと考えております。

続きまして、振動についてでございます。5ページをご覧ください。振動につきましては、いずれの地点におきましても30デシベル未満であり予測値より低い値でございました。6ページをご覧ください。土地造成部におきまして、岩盤部の取壊しのため発破による作業を実施しております。これにつきましては、生活環境影響調査書の中でも発破作業が必要になった場合には、この方法について周辺への影響

を十分考慮して実施することとしております。発破の方法については、周辺への影響を出来る限り小さく出来る方法を採用して作業を行なっております。周辺地域への影響については騒音と振動の調査を実施することで確認いたしました。調査実施日は、発破作業を行いました平成21年9月17日で、発破作業の実施場所は、土地造成部で行っております。調査地点としましては、図2-1に示しております。敷地境界としまして、三ツ尾方面と久保方面の2地点、周辺集落としまして三ツ尾地区で調査を実施しました。

騒音調査の結果ですが、8ページの図2-2をご覧くださいと思います。久保方面の敷地境界の地点で最大58デシベルを示しました。三ツ尾方面の敷地境界では53デシベル程度で、いずれも特別に大きなものではありませんでした。また、周辺集落である三ツ尾地区では発破の前後で、特に騒音レベルの変化はございませんでした。

次に振動調査の結果ですが、9ページの図2-3をご覧くださいと思います。久保方面の敷地境界では振動を観測できましたが、その他の調査地点では振動は観測されませんでした。観測しました久保方面の敷地境界地点では、最大55デシベルを観測しましたが、そのレベルは、下の表2-1に示しましたとおり通常の生活の中では、一般的に感じない程度でした。以上のように、発破に伴う周辺地域への影響はほとんどなかったものと考えております。

続きまして、10ページですが、環境保全措置調査ということで、建設資材の運搬車両の走行台数について調査しております。平成21年1月から12月の間で1日の工事関係車両の走行台数が最も多かった日を整理したものを表3-1に示しております。生活環境影響調査書において、工事車両による影響を予測する場合の条件として採用しています車両台数は、小型車12往復、大型車248往復としております。調査の結果、調査期間のうち最も多くの工事車両が出入りしたのは、表3-1に示しております通り、平成21年4月3日で小型車21往復、大型車67往復でした。予測条件より小型車は多いものの大型車は大幅に少ない台数でした。以上のことから工事関係車両が周辺環境に及ぼす影響は小さいものであったと考えております。

続きまして、水質調査でございます。11ページをご覧ください。昨年と同様に、降雨時における工事範囲下流域の水質の状況について調査しております。概ね、3ヶ月に1回程度の頻度で調査を行っており、調査地点は図4-1に示しております4地点でございます。

No1地点が土地造成部に設けております調整池の出口部分です。No2地点が八町川の流末箇所、No3地点が鞍居川流入部箇所、そして国光自治会上流部をNo4地点として調査を行っております。調査結果については、12ページの表4-1に示しております。調査の結果、平成21年7月21日に実施した調査で、生活環境影響調査書における予測値や環境保全目標値を超える数値がありましたが、日降雨量が40mmで時間最大降雨量11mmを超えた時のものでしたので、非常に多くの雨により工事範囲以外から

発生した濁りもあったものと考えております。その他の調査日においては、予測値を下回るような状況でありました。また、来年度以降につきましては、造成地、進入道路並びに調整池の工事が完了しましたので濁水等については、低減されるものと考えております。

続きまして、13ページをご覧くださいと思います。昨年度下流ビオトープに移植しました、カエルや昆虫類の状況についてですが、表5-1、5-2に示しております通り、下流ビオトープの状況は良好なものでございました。昨年度から今年度にかけての各調査時の確認種の数ですが、移植したものの以外の種類が多くなり、この環境の中で比較的良好な水辺環境となっていることが確認できております。なお、今年度においても消失する可能性がある場所で確認した生物両生類等については、移植することを検討していましたが、移植対象を確認することはできませんでした。

次に、動物と同様に移植をしました植物についてですが、15ページをご覧ください。表6-1の写真で示しておりますとおり、エビネやナツアサドリは健全に活着していることを確認しております。

以上で今年度実施しました事後監視調査の報告を終わらせていただきます。

委員長 現段階では、騒音とか水質調査では問題がないという報告がありましたが、ご質問等ありますか。

委員 調査をしているのは、泥水が流れている時にされているのではなく、通常の平常時に調査をされているのではないですか。最近鞍居川では、沢山の雨が降った場合、いきなり水が非常に多くなりました。少しすれば水は減りますが、これは山の造成等の影響があると思っています。調査をしているのは、天気の良い日か、雨が沢山降って泥水の時にされているのか、この資料を見ると沢山水の出た時にはされていないように思いますが、平常時に調査すれば結果は良いし、悪いときにすれば悪い結果が出ると思います。今後、施設建設が実施されますが、これについては泥水等が出ることは無いかと思いますが、何かあった時には、事務局や工事をされている方々が地元地域に出て行き説明をしてあげて下さいということを要望しておきます。

事務局 今、委員さんから指摘があったとおりで、12ページをご覧くださいますと、7月21日の降雨量が40mmということですが、この日の濁度、透視度等の調査結果を見ていただきますと、非常に結果としては悪い結果となっております。これ以外にも委員さんから連絡を受けたりしながら、雨が降って時間雨量が多い時には、濁水が出て業者にも注意をしましたが、どうしても止められないという状況でしたので、この点については委員さんがおっしゃる通りで、非常に迷惑をかけたということは事実でございます。施設建設になれば、調整池も出来上がっていますので、造成工事ほどではないと思いますが、ピット部分等の掘削、それにとまなう残土処分等を行ないますので、まだ濁水も発生しますが、事務局も努めて出ないように努力はしますので、お許しをいただきたいと思います。

委員 建設資材の運搬車両の走行台数調査地点はどこですか。

事務局 進入道路の入口です。

委員 2箇所ありますが、両方調査の調査ですか。

事務局 両方です。

委員 一般車両はカウントされていないんですね。工事車両のみですか。

事務局 工事車両のみです。

委員 施設建設になりますと、どうですか、かなりの車両で運ぶのですか。造成の時とはかなり少ないですね。

事務局 組合も今回初めてプラント建設に携わりますが、他の自治体が建設された様子をお聞きしますと、建築工事になりますので、建築資材等の資材の搬入に大型車両が相当入ってきますので、大型車両は多いと聞いています。作業員も建物の中の各部署の作業員が沢山入りますので、その通勤車両等も多いように聞いています。どの程度の数になるのかは今のところ予測としては、生活環境影響調査で予測している数値になっている状況です。

委員長 委員会としては、騒音調査とかの場合、例えば、遠く離れた上郡町などは余り影響がありませんね。やはり地元の方からの何か影響があった等の話しはありませんでしたか。

委員 運搬の関係で、夏場に相当自動車を通りほこりの問題はありました。後のほうは、散水車で散水していただきましたが、最初のうちはなかなかしていただけなかった。

委員長 委員会の考えとしては、そのようなことがむしろ大切であると感じているんですが。

委員 委員会とは多少違いますが、三差路というのは進入道路入口の三差路のことはお聞きしましたが、それから県道と突き当たる三差路があるんです。この三差路についても関連して事故防止のために拡幅するということもお聞きしていますが、組合のお考えをお聞きしたいと思います。

事務局 これについては、この土地造成に入ります前に環境保全協定等を結ぶ中で、地元要望として県道の三差路についてなんとか出来ないかということのお話しをいただいたと思います。どうしても組合事業として実施できる問題ではなかったもので、佐用町の建設課を通じて県に要望していくという形でおつなぎをさせていただいたところです。委員さんがおっしゃいましたように、今回、また別の部分で県のほうで何とか対応を考えてやろうということ佐用町の建設課より聞いております。

委員 お話しを聞かせてもらっているとおり三差路については、今のところは考えはなしということですか。

事務局 組合事業として実施できる問題ではないので、それについては佐用町の建設課を通じて光都土木にお願いしていただいていたという経過はあります。色々なことがあり、県も前向きに考えてやるというお話しが出たのではないかなと思っています。

委員長 先ほど、粉じんのお話しが出ておりましたが、この委員会ではどのように扱うのがいいん

ですかね。環境保全委員会ですから、環境を全て含むというようにこの委員会は考えたほうがいいと思います。環境保全委員会から言えるとしたら、工事現場で付けた泥などを洗ってから道路に出ていって下さい等のお願いをするということとはできないことはないでしょう。出来る、出来ないは別ですが。

地域、地元の人が困っていることについては、何かしていったほうがいいのではないかと思います。

委員 もう終わった話しですから、造成工事が終われば車も少なくなりますので結構です。

事務局 今、委員さんがおっしゃったように、進入道路が使えない場合は仮設道路へ工事車両が回っていましたが、大畑線の道路もきちんと舗装し出来ていない状態、又業者もある程度車を洗うように水をタンクに持って行って努力をしていたのは認めるんですが、それがずっと徹底出来なかったという部分はあります。ほこりが立っていたというのは事実ですので、それについては謝るしかないと思います。施設の建設になりますと、当然、敷地が町道と直接ではありませんので、進入道路の出入り口でタイヤ等の洗車について仕様で謳っていますので、いくぶん迷惑をかけるのは少なくなると思います。

委員長 委員会としては、このような事が起こった時に、このような事を既にやっているとか、やろうとしていますという事を言うてもらうことが大切だと思います。今後、傍聴があった場合にはもっと色々な意見が出てくるだろうと思います。一応対応していますということで、委員会としては対応していただきたいと思います。事務局はこのようなことを徹底して努力していただきたいと思います。

事務局 事務局として出来る範囲のことはやっていきたいと思います。

委員長 委員の方は遠慮しないで意見を出し、事務局としてもご協力をお願いしたいと思います。

委員 工事車両については、ゼッケンを必ず付けることを申し入れています。今後のプラント資材等の搬入車については、毎回違いますのでゼッケンを付けることは無理なのでしょうか。出来る限りゼッケンを付けていただいたほうが、それぞれ責任感を持てると思います。

委員長 公のところでやっている工事車両には必ずゼッケンは付けています。

事務局 プラントの工事になりますが、作業員等の関係車両等にはゼッケンを付けられると思いますが、資材搬入用の運送会社の車両については、ゼッケンを付けるのは困難ではないかと思います。大阪等から持ってこられる普通の貨物車についてです。現場内に出入りするダンプ等は付けていますが、今回はそのような車両はなくなります。

委員 公共事業の中でもゼッケンを付けるのは残土処分の時が多いです。工事現場まで残土を持ち出し一番迷惑をかけますので、どこから来た残土かを明確にするために付けます。外から搬入する運送会社の車は現実的には無理です。少なくとも現場の資材を外に出すというような車がある場合はゼッケンを付けるという対処しか出来ないのではないですか。

委員長 焼却場建設に係る責任があるようなところは、やっていただいたらいいのではないですか。震災のような広域災害の場合は、ゼッケンを付けていないと入れないという規制がありますので対応し

ていますが、施設建設の場合はゼッケンを付けていないので、出入り出来ないという制約はできませんが、出来る限りお願いすることはできます。

委員 土地造成工事の場合は、安全委員会というものは実施されていましたが。

事務局 実施していません。現場における安全点検等については、事務局からも1、2回参加したことはあります。

委員 今回の建設工事は大きな工事ですので、安全委員会等を行なう必要があるのではないかと思います。そうすることにより、スムーズに工事等も進むと思います。どのように思われますか。

委員 事務所には安全管理委員会等というものはないんですか。

委員 色々な業者が関わっていましたので、連携をして協同で安全看板等を立てたりしていました。

委員 一般的には、大きな事業で沢山の業者が関わった場合は、業者が一緒になって安全対策協議会を実施されることがあります。それには、住民の方々は含まないで業者の責任において、安全対策を協議してその合意したものを、例えば住民説明会の時に安全対策協議会として報告するというシステムを作っているところは沢山あると思います。

委員長 今回は、どのような業者の体系になるかわかりませんが、業者が自主的に安全環境を守るというようなことをやるかどうか、確認をしておいて下さい。

委員 竣工計画の中でそれは定められていると思います。

委員長 業者としては、実施されると思いますので、工事が始まればこのような安全委員会を立ち上げているというようなことを確認して報告していただくということでお願いいたします。

委員 今度、工事が始まれば、出入り車両の指示のために、ガードマンをどの程度予定されていますか。

事務局 それについては、現場は来年の今頃から入るスケジュールになっていますので、業者が確実に決まって、調整会議を行いその時点で検討し報告させていただきますので、今日のところはお許し願いたいと思います。

委員 最初から費用が必要ですので、当初の段階から期限はいつからいつまでで、ここここにはガードマンを置くということを計画に基づいた設計をされているのかなということでお尋ねいたしました。

事務局 位置については具体的には決まっておきませんので、業者が決まった段階で調整させていただきたいと思います。

委員 業者が決めるわけではなく、発注者がここに置きなさいということを引きちんと言わないといけないと思います。

委員長 業者がガードマンを雇って適当に置こうとする場合に、地元より要望を出していく方法も

あります。

委員 そのためには最初の段階で、ここにはガードマンを置かないということを設計に組み込まないといけないと思います。

委員長 事務局と地元と協議していただければと思います。

事務局 プラントの発注につきましては、設計積算による物件の発注と違まして、ごみ処理施設の焼却システム等が応募するメーカーにより方式が違いますので、性能発注ということで、これだけのゴミをこれだけの時間で処理できるシステムで提案していただきます。そのシステムにより建物の大きさも変わりますので、組合で図面を書いて積算して設計額を出して発注という形では今回は発注できないため、性能発注という形で性能を示してメーカーに提案して下さいという形で発注をしております。組合としては、発注仕様書ということで縛りを設けております。その中で、施工に関して安全に下さい等をこの仕様で縛っています。この中に漏れていても安全に仕事できるように下さいという形で札を入れて下さいという発注の仕方をしていきますので、実際にプラントメーカーが決定し、実際の施工に当たって協議を行い、ここに配置下さい等の協議をしていきたいと思っておりますので、その時点で皆様のご希望等がありましたら、それも踏まえて協議したいと思っております。

委員長 最後の言葉が聞きたかっただけです。地元の人が危ないところ等はよく知っていると思いますので、地元の人と事務局と相談して要望を聞いたほうが安全だと思いますので、その点はよろしくお願いたします。

委員 これから入札をするんですが、安全とか環境保全に関しては、とにかく安く安くというのはなく、環境が保全されるという大前提があって環境保全協定を結んで計画が進行していますが、それが出来ないようなメーカーは止めていただきたいと思います。安全、安心は基本ですから、基本線をきちんと守っていただくように、それについては3市2町の責任においてメーカーにきちんと払っていただきたいと思います。これはみんなの意見だと思います。

事務局 先ほど委員さんがおっしゃられたように、メーカーさんによって処理方式が違いますので、発注した時点でメーカーさんの仕様を提出いただき、中身について組合が求める性能を確保出来るか審査をしまして、ばいじんの処理とか、排ガス処理等も含めて性能をクリアしたメーカーに札を入れていただくということで、基準を設けており、それに加えて安全にできるように縛りを設けておりますので、現時点ではその部分でご理解いただきたいと思っております。

委員長 これは性能発注ですから、組合が指示している性能が出るまで組合はお金を払いません。実際に試運転をして、きっちり性能が出るとは思いますが、なかなか性能が出ない場合もまれにあります。

委員 そのような事例がメーカーによってはあるんですか。

委員長 長くやってきましたので、そのようなことをお聞きしたことはあります。

事務局 供用開始した後も排ガス等の監視調査は続けて行いますので、この委員会で報告させていただくことになると思います。

委員長 そのようなことが、委員会を立ち上げた大切なことだと思います。

時間も2時間を過ぎましたが、何か他にありますか。

委員 この委員会は年に1回年度末に開催されることになっているんですか。

委員長 そういうわけではありません。何か急な議題があれば開催いたします。

事務局 前回、委員さんからの要望で緊急に開いていただくのはどうかというご意見があったと思いますが、年に1回ということではなく委員さんの要望等、必要に応じて開催するということです。

委員 実際には、年1回では報告になってしまいます。委員の意見を聞き入れてもらおうと思えば年に何回か開催していただきたいと思います。

委員長 回数は決まったものではありません。

事務局 工事中の監視調査結果を報告するような時期ですので、ややもすると調査結果を待って報告させていただくということになりますので、委員さんがおっしゃるとおり1回になってしまう傾向はあります。

委員 例えば、平成22年度のスケジュールとしてはどのようになっていますか。

事務局 22年度は、1点に絞られると思いますが、基本的には3月19日に入札を行ない、今のところ3月30日に臨時議会を開催し、契約議決をいただく予定をしております。議会承認をいただきますと、4月から実施に向けて建築確認申請、処理施設設置届等の事務的な作業になると考えています。最終、23年3月頃に現場事務所等の設置にかかります。建築確認申請を11月頃提出し許可が来年の4月頃になりますので、それまで現場に入れられないという状況です。22年度は各申請等の事務処理になる状況です。

委員 どのような方法で実施するか決まるんですか。実施設計により焼却の方法のストーカ等が決まるんですか。

事務局 ストーカ方式というのは決まっています。

委員 先ほどの事務局の説明では、これから決めるという話しではなかったですか。

事務局 3月にメーカーさんが決まりましたら、メーカーさんから入札に付するために、このような施設でよろしかという文書を出していただき、それをチェックしてオーケーですということで、札を入れて落札されましたので、その図書に基づき基本設計と実施設計及び詳細設計を作成しまして、それが入る建物を設計し、順調に進みますと今年の秋頃に建築確認申請を行い、許可が下りるまで約6ヶ月を見込んでいますので、許可後の4月頃から現場にかかるということです。

委員 その内容については、委員会に報告することはないんですか。

事務局 どのような配置になるか等ですか。

委員 そうです。建物の内容であるとかは、わかるんですか。

事務局 基本的には今の段階としては性能発注ですので、1日に89トンの処理をする施設であるとか、焼却する方式はストーカであるとかで発注しておりますので、その細かい方法はメーカーによって違っております。

事務局 説明出来るのは、何時ごろになるかということになると建築確認の許可がおりた段階で委員さんにお知らせできると思います。

委員 建築確認申請がおりれば変わらないのか、どうかということです。

事務局 建築確認申請をする段階で概ねの全体配置計画等が決まりますので、その時点でしたらお示しできるのではないかと思います。

委員 それは、来年の3月頃ですか。

事務局 許可がおりるのは来年の3月頃になりそうです。

事務局 用途がたたなければ、報告できませんので、来年の年度末頃になります。そうしなければ、変りました、変りましたでは問題があります。

委員長 それをやりますと、また反発が起きますので、建築確認申請の許可後に報告するほうがいいと思います。

事務局 建築確認申請の許可がおりる見込みは、来年の3月か4月ですので、その時点でお示しできると思います。当然、皆様方にも知っていただくためにも、そのような説明は必要だと思えます。ご協力をお願いいたします。

委員 今年のスケジュールは、わかりました。

事務局 平成22年度の工事中事後監視調査の項目ですが、水質調査については例年どおり引き続き実施しますが、騒音・振動ですが1年間工事をしませんので無いと思います。お許しをいただければ、実施しないということで考えています。

委員長 工事がありませんので、それは必要ないと思います。

時間も超過しておりますので、どうしても緊急な事があるようでしたら、そのような事が起これば、委員長・局長で対応できることであれば対応しますし、全体の意見を聞きたいということであれば委員会を開催したいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

事務局 長時間かかりまして迷惑をかけております。環境保全委員会の委員さんの任期の2年が、今年度で満了いたします。既に構成市町なり各自治会長さんを通じて委員さんの推薦をお願いしております、ほとんどから推薦をいただいておりますが、まだ少し出ていないところもございます。また、声がかかりましたらご協力をよろしくをお願いしたいということです。全員の推薦をいただきました後、組

合から各推薦いただいた委員さんに承諾書というものを今月中になんとか送付させていただき、委嘱状については、4月に入ってから出させていただくということでご了解いただきたいと思います。

2年間お世話になりました。ありがとうございました。

委員長　これで第3回環境保全委員会を終わらせていただきたいと思います。

午後4時10分閉会